

国家公務員共済組合連合会熊本中央病院
新棟増築計画に伴う技術協力業務 公告
(公募型プロポーザル)

1. 案件名称

国家公務員共済組合連合会 熊本中央病院 新棟増築計画に伴う技術協力業務

2. 業務内容に関する事項

(1) 業務目的と概要

国家公務員共済組合連合会 熊本中央病院（以下、「当院」という）における新棟増築計画に伴い、コスト削減および工期短縮を目的とした高度な技術提案を実施設計に取り入れるため、専門的な知識やノウハウを有し、的確な課題分析及び対応策の策定を実現できる事業者へ委託することで、効率的かつ業務内容の質をより高めるため公募型プロポーザルにより委託事業者を選定する。

(2) 業務内容

仕様書の通り

(3) 事業規模（契約上限額）

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 履行期間

契約日から令和9年12月末日（予定）まで ※実施設計完了時まで

(5) 履行場所

熊本市南区田井島1-5-1 熊本中央病院内 他

3. 資格要件

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1

項に掲げる者

ク 国家公務員共済組合連合会入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者については、建設工事競争入札参加資格の再認定を受けた場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(4) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(5) この公募の日から開札の日までの期間において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 国家公務員共済組合連合会入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者(同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)

イ 暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者(同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)

ウ 入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。)の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。(ただし、参加資格確認申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。)

(6) 令和8年度 全省庁統一資格にて「建設工事」の競争参加資格を有するか、申請中の場合は資格決定後、速やかに提出できる者。

(7) 技術協力業務の実施に当たり、必要な次の能力・態勢を有するか、又は履行時まで次のアからウまでを有することができる者。

ア 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可(建設工事一式)を有しており、かつ、経営事項審査結果通知における建設工事一式に係る総合評定値が1,200点以上であること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所登録を受けていること。

ウ 元請人として公告日から過去10年間に、延床面積7,000㎡以上の病院の新築又は増築の施工実績を2件以上有すること。なお、施工実績は「ECI方式」に限る。

※共同企業体の場合は、代表企業のみを対象とする。

(8) 技術協力業務において、次のアからイを満たす技術協力業務責任者を配置すること。

ア 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること

イ プロポーザル参加申請書提出時において、所属する建設業者との間に3ヵ月以上の直接的な雇用関係があること。

(9) 円滑に業務を遂行できる体制を整えることができること。

4. 参加申請と申請書類の提出

(1) 参加資格審査申請書等（以下、申請書等）の配布期間

令和8年4月17日（金）から4月30日（木）正午まで

(2) 申請書等の配布場所

国家公務員共済組合連合会 熊本中央病院ホームページよりダウンロード

(3) 申請書等の提出書類及び提出部数

① 参加申込書	1部
② 経営事項審査結果通知書	1部
③ 施工実績確認書	1部

(4) 申請書等の提出期間

令和8年4月30日（木）正午まで

(5) 申請書等の提出場所

〒862-0965 熊本市南区田井島1-5-1 熊本中央病院 管財課

(TEL 096-370-3111(代) 内線 4210)

(6) 申請書等の提出方法

持参または郵送による。なお、郵送の場合は提出期間内に必着のこと。

5. 資格審査結果の通知

資格審査の結果通知は、令和8年5月1日（金）付けで電子文書により通知する。

6. 提案書の作成と提出に関する事項

(1) 提案書の作成

提案書は、別添「実施要領」を参照の上作成し、企画提案書及び見積書を添えて提出すること。

(2) 提出期間

企画提案書は令和8年5月15日（金）正午まで

(3) 提出場所

〒862-0965 熊本市南区田井島1-5-1 熊本中央病院 管財課
（TEL 096-370-3111(代) 内線 4210）

(4) 提案書の提出方法

持参または郵送による。なお、郵送の場合は提出期間内に必着のこと。

7. 募集要項及び仕様書、企画提案書等に関する質問及び回答

参加申請に関する質問があるときは、質疑書により令和8年4月24日（金）正午まで、企画提案書に関する質問があるときは、令和8年5月11日（月）正午までに下記まで電子メールにより提出すること。

電子メールアドレス：kanzai@kumachu.kkr.or.jp

※参加資格及び企画提案時の質疑提出期限が異なる。詳細は実施要領を確認すること

8. 審査の実施

提出のあった企画提案書に基づき、審査（書類評価）を実施する。

9. 事業予定者の選定、決定及び発表の方法

(1) 選定方法

当院が組織する「委託事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という）が定める選定審査基準に照らして、応募者から提出された書類等を総合的に審査し、最も優れた提案をした者（以下「最優秀提案者」という）と次点者を選定する。

(2) 決定方法

直前の選定方法により選ばれた最優秀提案者を事業予定者とする。ただし、当院が指定する時期までに契約合意に達しなかった場合、次点者を繰上げ、事業予定者に決定する。ま

た、契約の履行が確実でないと言院が判断した場合は、事業予定者の決定を取り消す場合がある。

(3) 発表方法

企画提案のあった者に対し、電子文書により通知する。

(4) 選定結果の公表

審査委員会の議事は非公表とする。なお、選定結果（総合評価点のみ）及び審査委員会の構成等については事業予定者を決定した後、令和8年5月18日（月）までに当院のホームページにて公表する。

10. 企画提案の無効に関する事項

次のアからクのいずれかに該当する場合は、その者の企画提案は無効とする。

ア 企画提案に参加する資格のない者が企画提案したとき

イ 所定の日時及び場所に応募書類等を提出しないとき

ウ 自己のほか、他人の代理人を兼ねて企画提案したとき

エ 2以上の代理人をしたとき

オ 企画提案に関して談合等の不正行為があったとき

カ 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文書の誤脱、または認識しがたい見積または金額を訂正した見積をしたとき

キ 正常な企画提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、またはなした者が企画提案したとき

ク その他、指示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

11. 事業予定者の取扱い

事業予定者と契約条件を協議のうえ、当院の承認を受けることにより事業者となる。

12. その他

(1) 応募者は、この募集要項、仕様書等を熟読し、それらを遵守すること。また、当院の指示に従い、円滑な企画提案の執行に協力し、不穏当な言動等により、正常な企画提案の執行を妨げたり、他の応募者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良な参加者としての態度を保持しなければならない。

参加資格を確認する上で、本公募案件の業務に関し、正常な執行が見込めない等の行為をした者又はするおそれがあると認められる者は、参加を認めないことがある。

(2) 応募者は、事業予定者決定後において、この募集要項、仕様書等の内容について、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(3) 応募に要する費用は、応募者の負担とし、提出のあった提案書等については返還しない。

(4) 事業予定者は、暴力団排除等手続要領に規定する暴力団または暴力団密接関係者でない旨の誓約書を、事業予定者決定後速やかに提出しなければならない。なお、誓約書を提出しないときは契約を締結しない。また、誓約書を提出しない企画提案参加資格者に対し、入札参加停止等の措置を行う。

以上